

平成 20 年 7 月 22 日

農林水産・運送業への燃料等高騰対策推進議員連盟

水産業並びに関連運送業に係る緊急決議

原油価格の暴騰により、全国の漁業・漁村はまさに、息の根を止められようとしている。

このままでは、水産業の従事者、または高度な技術を持つ水産技術者が、他の産業に従事し、二度と立ち上がれなくなってしまう恐れがある。

このような事態は、我国の食料安全保障上もゆゆしき問題であるとともに、世界的な食料価格高騰状況において、国内水産品の供給の急減→価格の高騰を通じて、国民生活にも悪影響をもたらすことが強く懸念される。

7 月 15 日の全国一斉休漁という臨時異例の危機に際し、当議員連盟として緊急に以下の対策方針を、断固決議するものである。

- 1、 燃油価格高騰による水産業のコスト急増を補填するための必要な措置を早急に講じること。
- 2、 省燃油型設備・機器の導入や、中期的な経営安定策等、水産業の体質強化のための構造改善策を、再構築すること。
- 3、 1, 2 についての予算措置は、ただちに現行の水産燃油高騰緊急対策基金やその他の既定経費の活用、移流用に加え、予備費の活用を行い、早期の補正予算編成につなげて切れ目のない対策とすること。
緊急対策については、原油価格の高騰状態が終息した時点で終わらせる時限措置とする。
- 4、 水産物、生鮮食料品を輸送している運送業についても、主に使用される軽油の高騰が経営を圧迫し、死活問題となっているため、可及的速やかに何らかのコスト上昇補填措置をする必要がある。

これらの対策は、個別の産業救済に止まるものではなく、国民全体の生活に大きな影響のある、食料品物価対策としての効果を持つものである。
尚、農・林業・運送業についても、可及的速やかに追加決議を行うこととする。